

助産に係る消費税の課税誤りについて（お詫び）

平成3年の消費税法改正により「非課税扱い」とされている、妊娠中の入院及び出産後の入院料における個室使用料，オムツ代，病衣代等について，誤って「課税扱い」としていたことが判明いたしました。このことは不当利得にあたることから，民法の規定に基づき，該当者に対し返金手続きを行わせていただきます。

患者さんやご家族をはじめ，ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げます。

<経緯・経過>

令和4年1月13日付けの宮城県からの通知を受け，院内の調査を実施したところ誤徴収が判明しました。

会計データのバックアップデータが残っている平成14年度まで遡り調査を実施したところ，平成23年5月から誤徴収が始まっており，その原因として，会計システムの入替によるマスタ設定の誤りであることが判明しました。

判明後すぐに誤って課税していたものについて「非課税扱い」に改めました。

<返金対象等>

（1）返金対象

助産に係る個室使用料，オムツ代，病衣代等の消費税額

（2）対象期間

平成23年5月以降の期間

（3）返金対象者数

3,332人（実人数）

（4）1人あたりの平均返金額

2,777円（利息を除く）

（5）返金総額

9,253,271円（利息を除く）

<返金について>

（1）文書発送

該当した患者さんに対し，令和4年9月下旬より文書を発送しております。

（2）返金方法

返送いただいた必要書類受付後，返金対象となる消費税相当額に利息相当額を加えた額を口座振込みにて返金いたします。

※転居等により文書が届かない方への対応として，当院から患者さんへ電話連絡をさせていただきます。

<再発防止策>

誤徴収は、病院における自費（保険診療対象外）の料金については、全て課税と認識していたことが原因となっています。

次の点を中心に思い込みによるミス無くすることが重要と考えています。

- （１）システム更新時はシステム併用期間やテスト等の強化など、厳重チェックを実施する。
 - （２）毎年年度末にはマスタのチェックを実施してきたところではあるが、今回の課税項目については、チェック体制に不足な点があったことから、漏れの無いチェックの実施や体制整備の強化を行う。
 - （３）職員のスキルによるところが大きく、知識の底上げが重要であり、病院職員、会計委託業者やシステム担当者を対象とした法令に関する勉強会の実施やマニュアルの徹底を行うなど、職員ひとりひとりのスキルアップを図っていく。
- 上記以外にも再発防止に向け、適切な対応に努めます。

<「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！>

当件に関して、市町村や国がＡＴＭの操作をお願いすることはありません。

ご自宅や職場などに市町村や都道府県、国の職員などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、市民病院（下記お問い合わせ先）や最寄りの警察署または、警察相談専用電話（＃9110）に連絡してください。

問い合わせ先

大崎市民病院 経営管理部 医事課

大崎市古川穂波三丁目８番１号

電話番号：0229-23-3311（代表）

受付時間：平日午前８時３０分から午後５時まで

（土日祝日を除く）

E-mail：ijika3-och@h-osaki.jp